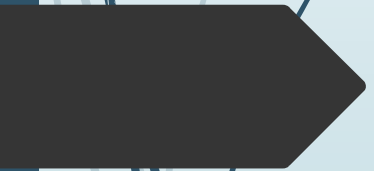
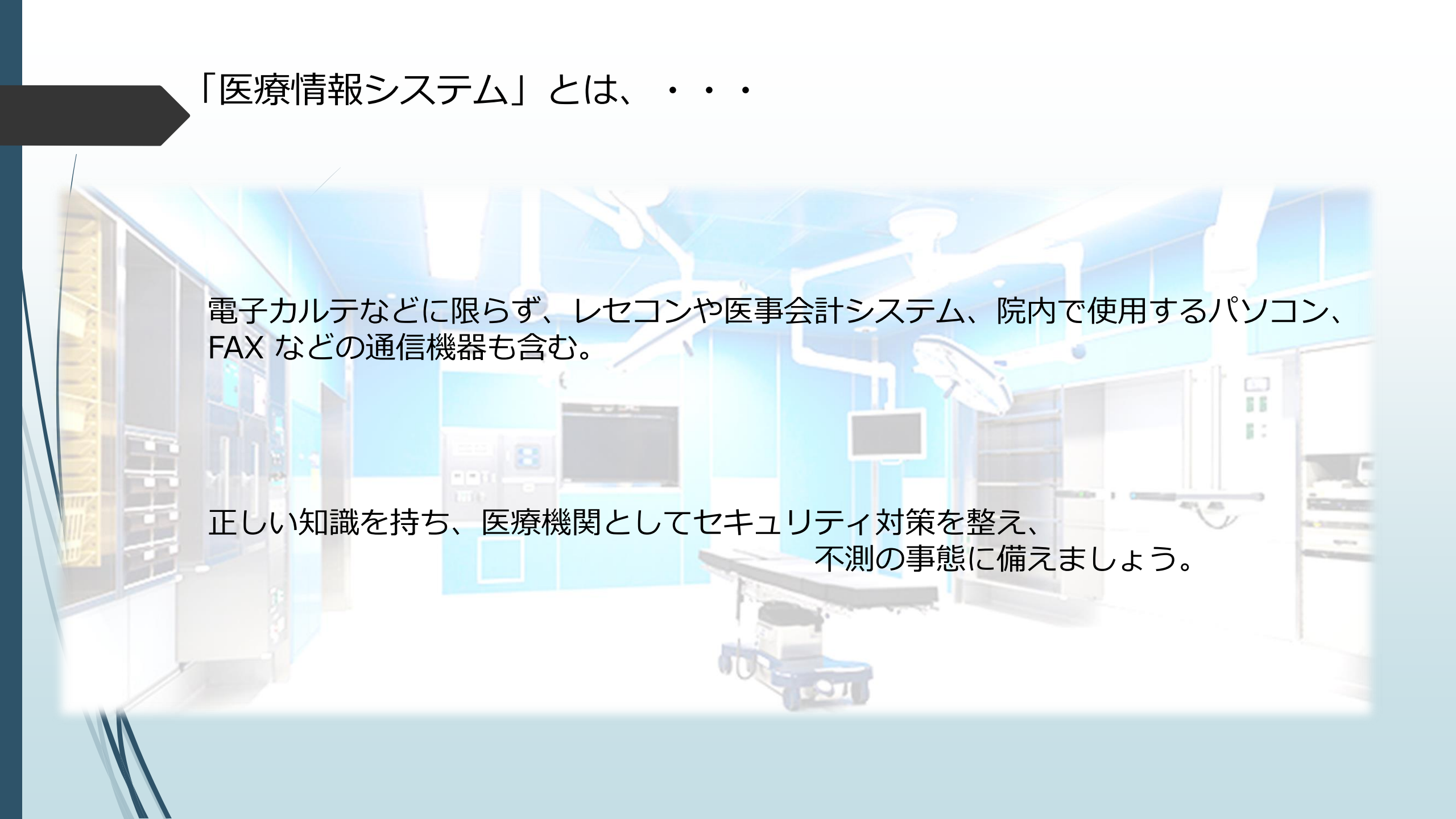


医療情報の安全管理とリスク





「医療情報システム」とは、・・・

電子カルテなどに限らず、レセコンや医事会計システム、院内で使用するパソコン、FAX などの通信機器も含む。

正しい知識を持ち、医療機関としてセキュリティ対策を整え、
不測の事態に備えましょう。

1 医療情報の取り扱いと責任

1) 個人情報とは



患者さん個人

情報のすべて

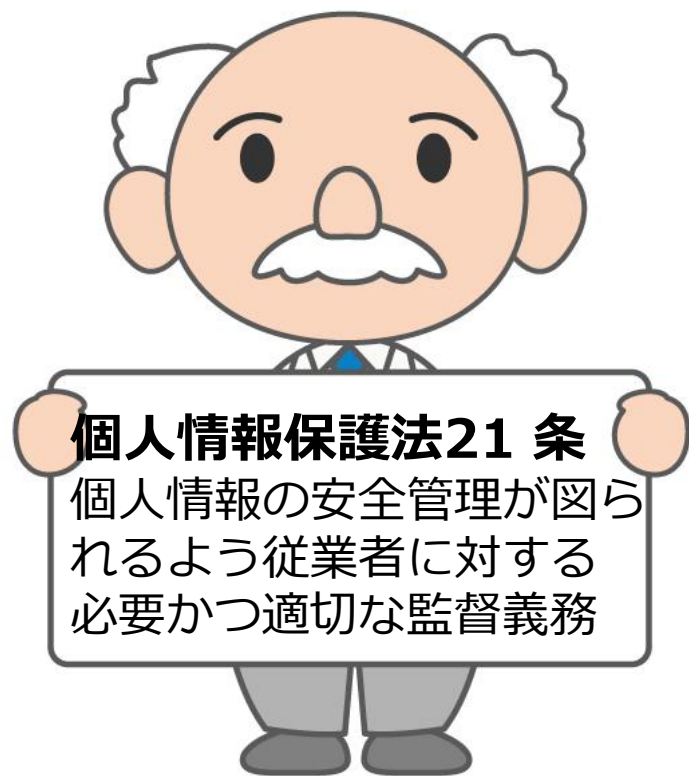
氏名・生年月日・住所など
既往症・診療内容・受けた処置内容・検査結果
診断・投薬内容・病状の経過等

医師、薬剤師などには、刑法134条により秘密漏示の規定がある

(秘密漏示) 第134条

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。



個人情報保護法21 条

個人情報の安全管理が図られるよう従業者に対する必要かつ適切な監督義務

医療機関組織全体を「個人情報取扱業者」として扱う法律

医療機関のすべての従業者に対する個人情報の保護義務

第三者に漏えいすることで医療機関が損害賠償の対象となった場合
医療機関が従業者に対して求償するだけでなく、
医療機関に対して指導・勧告があり、組織全体の信用低下を招く

個人情報保護法58 条

医療機関に対しても罰金を科することが記載

雇用主たる管理者は、従業者に直接損害賠償請求をする可能性もある

2) なぜセキュリティ対策が必要なのか

正しいセキュリティ対策で守る

危険

情報漏えい・改ざん・破壊・盗難

情報資産を守る

